

## 「福岡市障がい者差別解消推進会議運営要領」新旧対照表

改正（案）	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（会議）</p> <p>第2条 福岡市障がい者差別解消推進会議（以下「推進会議」という。）の会議は、会長が招集する。ただし、推進会議の委員任命後の最初の会議、推進会議の委員の改選後の最初の会議及び会長が欠けた後の最初の会議は、市長が招集する。</p> <p>2 会長は、推進会議の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案をその属する委員に通知しなければならない。</p> <p>3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 会長は、推進会議の会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>5 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>6 推進会議の議事は公開する。ただし、個別の相談に関する事など、推進会議が必要と認めるときは、会長は、その範囲においてこれを非公開にすることができる。</u></p> <p>（書面開催）</p> <p><u>第3条 会長は、必要と認めるときに書面によって会議を開き、委員の意見を求めることができる。</u></p> <p><u>2 推進会議の議事は、委員の書面による回答をもって推進会議の決議にかえることができる。ただし、委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、協議会の決議とすることができない。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>（会議）</p> <p>第2条 福岡市障がい者差別解消推進会議（以下「推進会議」という。）の会議は、会長が招集する。ただし、推進会議の委員任命後の最初の会議、推進会議の委員の改選後の最初の会議及び会長が欠けた後の最初の会議は、市長が招集する。</p> <p>2 会長は、推進会議の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案をその属する委員に通知しなければならない。</p> <p>3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 会長は、推進会議の会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>5 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>

改正 (案)	現 行
<p><u>3 前項に規定する決議をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。</u></p> <p>(推進会議の決議とする事項)</p> <p>第<u>4</u>条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第<u>6</u>条第1項の規定により置かれた部会 あらかじめ会長が定めた事項</p> <p>(相談部会)</p> <p>第<u>5</u>条 1～5 略</p> <p>6 相談部会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、相談部会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、部会<u>長</u>は、その範囲においてこれを公開することができる。</p> <p><u>7 第2条第1項から第5項及び第3条までの規定は、相談部会について準用する。</u></p> <p>(その他の部会)</p> <p>第<u>6</u>条 略</p> <p>2 第2条<u>及び第3条</u>、前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により置かれる部会について準用する。</p> <p>(口頭での説明の求め)</p> <p>第<u>7</u>条</p>	<p>(推進会議の決議とする事項)</p> <p>第<u>3</u>条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第<u>5</u>条第1項の規定により置かれた部会 あらかじめ会長が定めた事項</p> <p>(相談部会)</p> <p>第<u>4</u>条 1～5 略</p> <p>6 相談部会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、相談部会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、部会<u>__</u>は、その範囲においてこれを公開することができる。</p> <p>7 第2条<u>_____</u>の規定は、相談部会について準用する。</p> <p>(その他の部会)</p> <p>第<u>5</u>条 略</p> <p>2 第2条<u>_____</u>、前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により置かれる部会について準用する。</p> <p>(口頭での説明の求め)</p> <p>第<u>6</u>条</p>

改 正 (案)	現 行
<p>(庶務) 第<u>8</u>条 略</p> <p>附 則 (略) <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(庶務) 第<u>7</u>条 略</p> <p>附 則 (略)</p>